

御下賜金とは

1 御下賜金について

2月23日の天皇誕生日に際し、社会福祉事業御奨励のため、事業運営が優良な民間社会福祉施設・団体に対し、天皇陛下より金員が御下賜されます。

例年、各都道府県及び各政令指定都市より各1団体に御下賜されます。

2 対象となる施設・団体について

以下の要件に適合する施設・団体から選定されます。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行うことを目的とする施設・団体であること。
- (2) 2月23日現在において、創立後5年以上の事業経歴を有し、かつ、過去5年間に御下賜金を拝受していない施設・団体であること。
- (3) 御下賜金を拝受するのに相応しい優良な施設・団体であること。
 - ア 法人経営・施設運営が適正であること。
 - イ 積極的、先進的な事業の取組みが実施されていること。
 - ウ 要援護者等に尽くした功績が相応しいこと。
 - エ 施設・団体の経歴年数が相応しいこと。